資料１

環境省
Ministry of the Environment

GFC第１回国際会議（IC1）に向けた活動とその対応

2026年11月５日

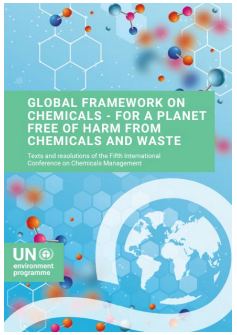
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）について

環境省

■ 2023年9月に開催された第5回国際化学物質管理会議（ICCM5）で採択された、2020年以降の化学物質・廃棄物の適正管理に関する国際枠組み。2006年に策定された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」の後継となる。

■ マルチ・セクター（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）におけるマルチ・ステークホルダー（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組み。



GFCの目的

環境と人の健康を保護するために、化学物質と廃棄物の有害な影響を防止、又はそれが実行可能ではない場合は最小化すること

- **３つの世界的危機**（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に対応するための連携と調整を強化
- **持続可能な化学**への移行を促進
- より安全で持続可能な製品に関する**イノベーションを促進**
- GFCは**2030年アジェンダ（SDGs）**の達成にも貢献

GFCの概要

- **５つの戦略的目的**とそれを実現するための**28の個別ターゲット**を設定。
  - A：法的枠組み等の整備
  - B：情報共有
  - C：懸念事項
  - D：革新的取組
  - E：意思決定
- 実施に当たっての**メカニズム、懸念課題の特定、能力形成**方法を設定。
- 資金確保に関するの統合アプローチ（**化学物質管理の主流化、民間部門の関与、基金の活用**）をハイライト。
- 透明性があり利用しやすい**オンラインツールを導入した進捗報告・開示**や進捗を適切に把握するための**測定枠組み**を設置。

- 日本は、アジア・太平洋地域フォーカルポイントとして、地域内コンサルテーションの実施や地域ウェビナーの開催など貢献。
- 国内では、 2024年4月に設立した**GFC関係省庁連絡会議**や、「化学物質と環境に関する政策対話」においても議論を行いつつ、**GFC国内実施計画を策定。**国際的にも優良事例としてナショナルフォーカルポイントガイドラインに掲載された。

GFC第1回国際会議（IC1）の位置づけ

環境省

- **会期：**2026年11月16～20日@ジュネーブ　採択後初の統治機関会合
- **ビジョン：**化学物質・廃棄物の有害な影響から解放された世界
- **対象：**製造・製品・廃棄物を含むライフサイクル全体
- **枠組み：**5つの戦略的目的、28ターゲット、自主的・マルチセクター型

議題構成（全10議題）

主要交渉は議題4～6。その他は会議運営・手続事項が中心。

議題4～6はコンタクトグループで並行審議予定

1 **開会**

2 **組織的事項**
（a）議題の採択；（b）作業の組織；
（c）役員の選出

3 **代表・信任状・認定**

4 **進捗の追跡**
（a）国際化学物質管理会議第5回会合で採択された決議の実施状況に関する更新
（b）戦略目標及びターゲットに向けた進捗並びに進捗上のギャップの概要
（c）測定可能性の枠組み及び指標

5 **行動の加速**
（a）懸念課題
（b）実施体制、各国フォーカルポイント及び能力構築
（c）ジェンダー行動計画

6 **インパクト創出に向けた動員**
（a）資金及び投資
（i）資金調達を引き出し、投資を方向付ける機会
（ii）GFC基金をさらなるインパクトにつなげるための活用：基金の付託事項の見直し
（iii）地球環境ファシリティ（GEF）の活用
（b）作業計画、予算及び持続可能な事務局の選択肢

7 **IC2の日付・開催地**

8 **その他の事項**

9 **会合報告書の採択**

10 **閉会**

GFCにおける5つの戦略的目的と28のターゲット

環境省

戦略的目的	ターゲット内容	
戦略的目的A（法的枠組み・組織的メカニズム・能力の実装）	A1	政府は、2030年までに法的枠組みを採択・実施・執行し、適切な組織能力を構築
	A2	政府間組織は、2030年までに化学物質・廃棄物戦略の効果的な実施のため、ガイドラインを策定
	A3	企業は、2030年までに化学物質の悪影響を特定・防止・最小化するための措置を実施
	A4	関係主体は、2030年までに化学物質と廃棄物の違法貿易・取引を効果的に防止
	A5	政府は、2030年までに、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止されている化学物質の輸出対応に向けて取組む
	A6	全ての国は、2030年までに不可欠な能力を備えたポイズンセンターへのアクセスを有する
	A7	関係主体は、2035年までにリスクが管理されている場合等を除き、農業で有害性の高い農薬の段階的廃止措置を講じ、代替への移行等を促進
戦略的目的B（知識・データ・情報の生成・公開・アクセス）	B1	2035年までに化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用・アクセス可能となっている
	B2	関係主体は、2030年までにﾊﾞﾘｭｰﾁｪｰﾝにわたり、素材・製品中の化学物質に関する情報を可能な限り利用可能に
	B3	関係主体は、2035年までに化学物質の製造や化学物質・廃棄物排出・放出データを生成・公開
	B4	関係主体は、2035年までに有害・ﾘｽｸ評価や廃棄物管理の指針、最良の慣行、標準化ﾂｰﾙを適用
	B5	2030年までに化学物質の安全性・持続性・安全な代替・便益に関する教育、研修、意識啓発プログラムを策定・実施
	B6	全ての政府は、2030年までに適宜各国の状況に応じて、全ての関連部門においてGHSを実施
	B7	関係主体は、2030年までに人体中濃度、ばく露源、生物相や環境の監視データ・情報を可能な限り生成・公開

GFCにおける5つの戦略的目的と28のターゲット

環境省

戦略目標	ターゲット内容	
戦略的目的C（懸念課題の特定・対応）	C1	特定された懸念課題についてタイムラインを含むプロセス・作業プログラムを策定・採択・実施
戦略的目的D（製品チェーンでの安全な代替と革新的・持続可能な解決策の実装）	D1	企業は、2030年までに持続可能な化学と資源効率性の進展に向けて一貫して投資し、革新を達成
	D2	政府は、2035年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施
	D3	民間部門は、2030年までに財政方針やビジネスモデルに適正管理の実施戦略等を統合し、国際的報告基準等を適用
	D4	関係主体は、2030年までに研究や革新ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑにおいて持続可能な解決策や安全な代替を優先
	D5	政府は、2030年までにより安全でより持続可能な農業の慣行を支援するための政策やﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを実施
	D6	2030年までに主要産業・経済部門において化学物質と廃棄物戦略が策定・実施される
	D7	関係主体は、2030年までにサプライチェーンにわたり、効果的な労働安全衛生慣行及び環境保護措置を実施
戦略的目的E（リソース動員・パートナーシップ・協力・能力形成の増強等）	E1	政府は、2035年までに部門計画、予算、開発計画、開発援助政策等において化学物質と廃棄物分野を主流化
	E2	2030年までに関係部門・主体におけるパートナーシップやネットワークを強化
	E3	全ての部門で、適正管理に必要となる全てのソースからの資金を特定、動員
	E4	適正管理の実施のための資金ギャップが特定され、能力形成のために検討
	E5	政府は、2030年までに適正管理に関する費用を内部化する政策を実装するための措置を講じる
	E6	関係主体は、2030年までにその他環境・保健・労働政策とのシナジーや関係性を適宜特定し、強化

GFCターゲット別指標案

- GFCにおける28の各ターゲットの進捗管理指標案が提案されている。
- これらについて、データ管理者の有無や、実施可能性等を踏まえつつ、11月のIC1にて議論がなされ、最終化・採択がなされる見込み。
- 進捗管理指標を議論する作業部会の共同議長を2024年から2025年夏まで日本が務めるとともに、指標策定の集中議論を行う専門家グループに日本の産業界からも積極参加し、当該作業に貢献。

■提案されている指標案

戦略的目的 A	ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するための法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。
ターゲット A1	2030 年までに、各国政府は、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。
A1.2	塗料中鉛をコントロールしている国の数
A1.3	国際保健規則（IHR）に基づく化学的事象に関するコア・キャパシティを達成した国の数
A1.4|B6.1	GHS を部分的または完全に実施している国の数
A1.5	産業用および消費者用化学物質を管理するための法令が整備されている国の数
A1.6	新規農薬および/または新規産業用化学物質の規制・評価スキームを有するストックホルム条約の締約国の数 ※非締約国も GFC 事務局を通じたデータ提供可能
A1.7	有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動の規制並びにそれらの環境上適正な管理に関する規定を実施するための法令を制定している国（バーゼル条約締約国）の数 ※非締約国も GFC 事務局を通じたデータ提供可能
ターゲット A2	2030 年までに、政府間組織は、効果的な化学物質と廃棄物管理戦略を実施しようとする各国政府及び関係主体のニーズを支援するためのガイドラインを策定し、特に「化学物質管理における意思決定のための、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラム（IOMC）のツールボックス」の更新をその基礎とする。
A2.1	IOMC ツールボックスのユーザー数および閲覧数
A2.2	効果的な化学物質・廃棄物管理戦略を実施するための政府およびステークホルダーの特定されたニーズを支援するべく、IGO（政府間機関）によって開発された新規または更新されたガイドラインの数
ターゲット A3	2030 年までに、企業は、ライフサイクル全体を通じて化学物質による有害な影響を防止し、防止が不可能な場合は最小化するための措置を実施する。
D3.1	依拠度、影響、リスク、機会、並びに人の健康と環境に関して報告を行っている企業の数
D3.3	リスク分析、意思決定、方針、慣行、または情報開示に化学物質と廃棄物を含めている金融機関の数
ターゲット A4	2030 年までに、主体は化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引を効果的に防止する。
A4.1	有害廃棄物およびその他の廃棄物の不法取引を防止し、不法取引を犯罪とする国内法を採択したバーゼル条約の締約国の数 ※非締約国もデータ提出可能。

戦略的目的 B	情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。
ターゲット B1	2035 年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用可能でアクセス可能である。
B1.1	認知された化学物質情報プラットフォームから、公的にアクセス可能なデータと情報（物理化学的、有害性、ばく露データ）を有する化学物質の数
B1.2	世界的に認知された化学物質情報プラットフォームを積極的に利用している、および/またはそこに貢献している参加者の数
ターゲット B2	2030 年までに、主体は、可能な限り、バリューチェーン全体を通じて、材料や製品中の化学物質に関する信頼できる情報を利用できるようにする。
B2.1	セクター横断的な［世界的に］調和されたデジタル製品および材料情報システムに関する措置を講じている国の数
B2.2	バリューチェーン全体にわたって材料や製品中の化学物質に関する情報を共有するための、［世界的に］調和された標準/ツール/プラットフォーム（例：デジタル製品および材料情報システム）を使用/実装している、産業界および民間部門を含むステークホルダーの数
ターゲット B3	2035 年までに、主体は、化学物質と廃棄物の環境への排出と放出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。
B3.1	PRTR を有する国の数（PRTR に関するキエフ議定書の締約国、PRTR に関する OECD 基準を実施している国、または同等の基準を含む、PRTR の国際基準の実施）
B3.2	(a) 一人当たりの有害廃棄物発生量、および (b) 処理の種類別の、処理された有害廃棄物の割合
B3.3	オーフス条約またはエスカス協定の締約国の数
B3.4	材料および製品中の化学物質に関する［世界的に］調和されたデータを公的にアクセス可能にしている国の数
ターゲット B4	2035 年までに、主体は、有害性及びリスク評価並びに化学物質と廃棄物管理に適切なガイドライン、利用可能な最良の慣行及び標準化されたツールを適用する。
B4.1	データ相互受入（MAD）システムに加盟している国の数
B4.2	化学物質検討委員会（CRC）が、リスク評価の結果として講じられたものであると立証した最終的な規制措置の数 ※ロッテルダム条約の非締約国 GFC 事務局を通じたデータ提供可能

GFC環境負荷ハイレベル指標（GEB HLI）

環境省

GEB HLIとは

化学物質・廃棄物による環境負荷について、排出・放出（Pressure）環境中の存在状況（State）生態系等への影響（Impact）を統合的に把握するためのGFC最上位指標。

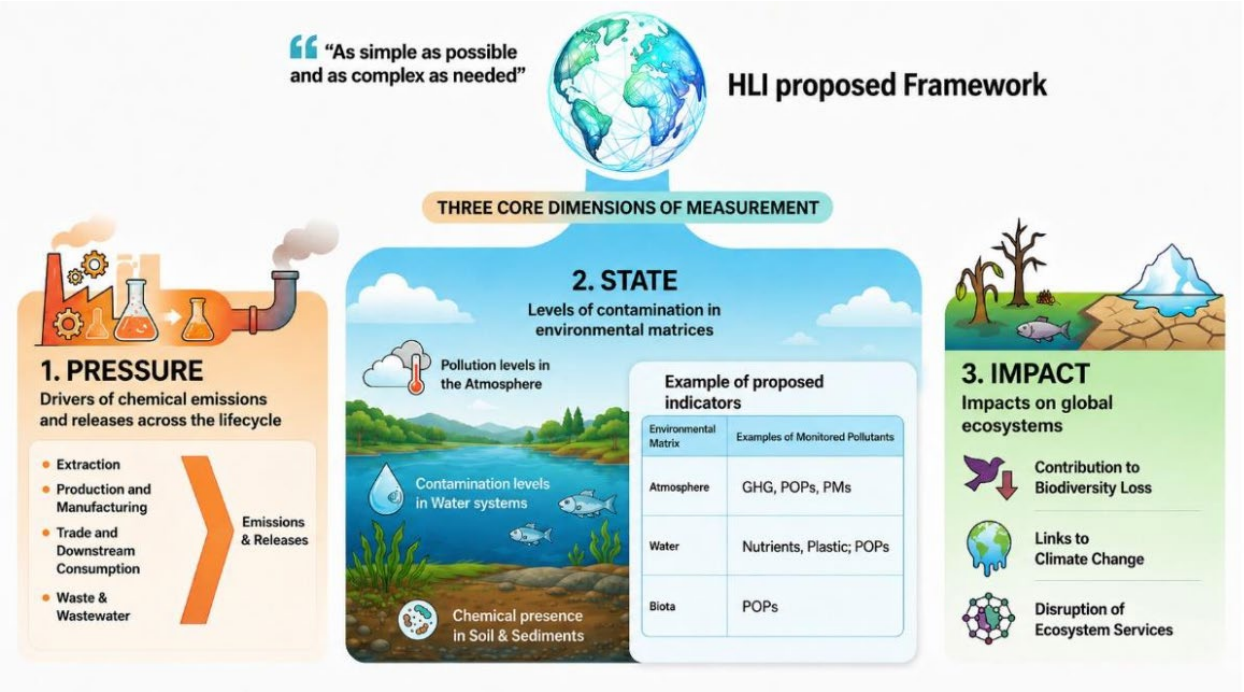
GFCビジョン（安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ）の達成状況を評価することを目的として開発が進められている。

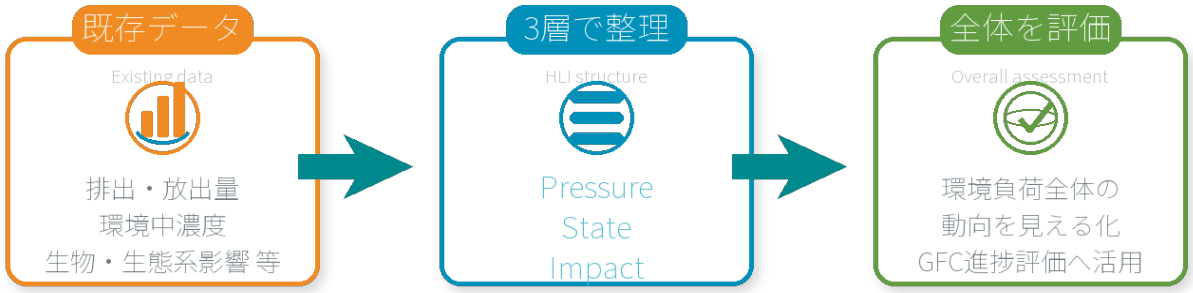
GEB HLIの特徴

排出・放出量、環境モニタリング等の既存情報を3層で整理・統合し、環境負荷全体の動向を見える化

現在の開発状況

現在、指標の選定は進展している一方、重み付け・集約方法（どのように一つの指標として示すか）はなお検討中。最終的な表示方法（指数・スコア・トレンド等）についても未確定。





化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） 第一回国際会議に向けて

環境省

- 2023年9月に採択されたGFCは、2026年11月に第一回国際会議（IC1）を開催する予定。
- IC1においては、進捗管理指標案、新たな懸念課題提案、実施プログラム案に関する議論・採択を想定。
- これまで、日本からは、政府・各主体における各作業部会への積極参加や、意見照会におけるコメント出しを行ってきたところ。

進捗管理指標と測定枠組み

進捗管理指標と測定枠組みに関する作業部会
2024年～2026年にかけて9回のオンライン会合を実施。ハイレベル指標・個別指標案を提案。
→提案指標案の実効性把握等のためのベースライン調査も実施（2026年3月）

懸念課題

4つの新たな懸念課題候補が提案されている

- 鉛
- 子どもの健康
- 医薬品
- NAMs

既存の懸念課題についてもその継続等についてIC1にて議論。

塗料中鉛、 製品中化学物質、 電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質、 ナノ材料、内分泌かく乱物質、環境残留性医薬汚染物質、PFAS、有害性の高い農薬

実施プログラム１ ：法制度･実施体制の強化

主に途上国の化学物質管理制度に関する能力開発に焦点。

GFC基金
現在第２サイクル案件審査中

実施プログラム２ ：バリューチェーン全体での産業界の取組強化

各戦略的目的、ターゲットの実現に向けた個別作業部会（WS）
各テーマごとに個別の作業部会が形成。第一回国際会議に向けた初期成果文書を取りまとめ中。

- 情報の透明性・開示WS
- ケミカルフットプリントWS
- 持続可能な化学イノベーションWS
- 金融WS
- 報告基準・開示WS
- 懸念化学物質WS

産業セクター別プログラム

- 電気・電子
- ヘルスケア
- 繊維
- 建築・建設

新たな「懸念課題（Issues of Concern）」提案

環境省

- GFC事務局は新規懸念課題（Issues of Concern）の提案を募集し、その結果、各ステークホルダーから4件の新規課題提案が提出された。
- 現在、提案内容に関するコメントを2026年8月21日まで募集された。

現在提案されている新規懸念課題候補

① 医薬品汚染と人・環境への影響
提案者：University of York（Alistair Boxall）
実施主体候補：Healthcare Without Harm（主）
WWF、University of York（支援）
提案概要：
- 既存のEPPPs（環境残留性医薬品）IoCを拡張
- 「残留性医薬品」だけでなく、医薬品有効成分、代謝物、分解生成物、製造中間体まで対象化
- 生態系影響や薬剤耐性（AMR）への寄与を重視

② NAMs（新たな評価手法）の活用促進
提案者：World Federation for Animals
実施主体候補：World Federation for Animals, AAVS, ARDF, Eurogroup for Animals 等
提案概要：
- 動物実験に依存しない新たな評価手法（NAMs）の活用促進
- OECD等で進む国際的取組をGFCで世界展開
- 能力構築、データ共有、規制調和を推進

③ 鉛対策の対象拡大
提案者：Global Alliance on Health and Pollution（GAHP）
実施主体候補：UNEP を主導候補として提案
提案概要：
- 現在の「塗料中鉛」から対象を拡大
- 使用済鉛蓄電池の非公式リサイクルを重視
- 鉛のライフサイクル全体を対象化

④ 子どもの健康に関する化学物質管理
提案者：Chemicals and Waste Youth Platform（CWYP）
実施主体候補：CWYPが共同主導を希望。今後マルチステークホルダー連合形成を提案。
提案概要：
- 子どもの発達段階特有の脆弱性に着目
- 年齢別データ、曝露評価、政策立案を強化
- 化学物質管理に「子どもの健康」の視点を主流化

戦略的目的Dとテーマ別作業部会（WS）

環境省

➢ 戦略的目的Dターゲットに記載された個別事項に関して専門の作業部会（Workstream(WS)）が設定され、議論が進捗。

- **ターゲットD1**：【企業は】2030年までに、化学物質のライフサイクル全体を通じて、**サステナブル・ケミストリー**と資源効率を推進するための**イノベーション**に一貫して投資し、それを達成する。
- **ターゲットD3**：【金融部門を含む民間部門は】2030年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための戦略と方針を、その**金融アプローチとビジネスモデルに組み込み**、国際的に認知された、又は同等の**報告基準（reporting standards）を適用**する。
- **ターゲットD6**：2030年までに、主要な経済と産業部門において、持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略を策定・実施。この戦略では、**優先的に対処する懸念化学物質を特定**し、**バリューチェーンに沿った化学物質の影響**と、実行可能な場合にはその**投入量を削減するための基準（ケミカルフットプリント・アプローチ等）**や対策を特定する。

【機会の定義】Green and Sustainable Chemistry Innovation（GSC）WS
セクター横断でのGSC原則実装のための国際的ロードマップを策定

【報告・開示基準】Reporting Standards and Frameworks WS
既存の企業報告基準との整合を検討

【懸念物質】Priority Chemicals of Concern（CoCs） WS
既存の規制物質・自主的な懸念物質リストを基に、これらの取組で扱うべき懸念物質を特定。

【情報の透明性・開示】Transparency, Traceability and Disclosure WS
バリューチェーン全体で共有可能な化学物質情報の最小要件や開示の在り方を整理

【投融資枠組み】Finance WS
投資・融資判断に必要なデータや枠組みを整理

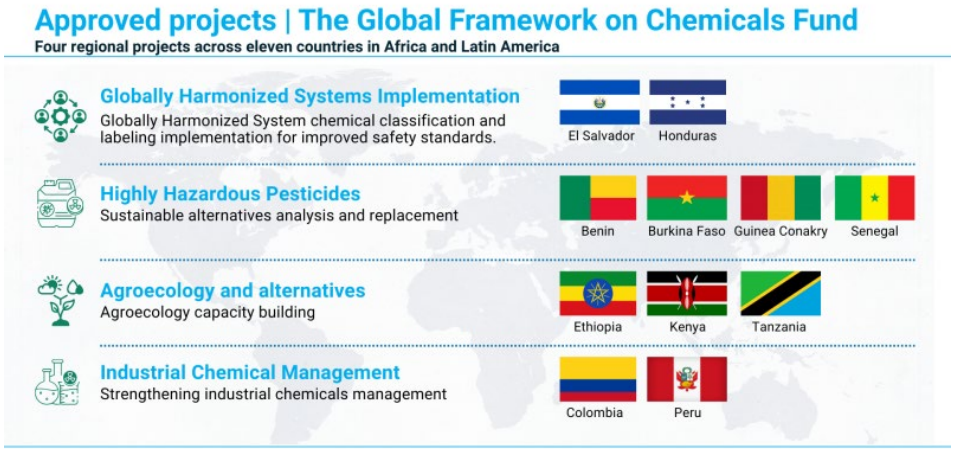
【評価方法】Chemical Footprint and Impact WS
用語・方法論を整理し、産業での実装に向けたガイダンスを検討

途上国の化学物質管理制度に関する能力開発への支援のためのGFC基金

環境省

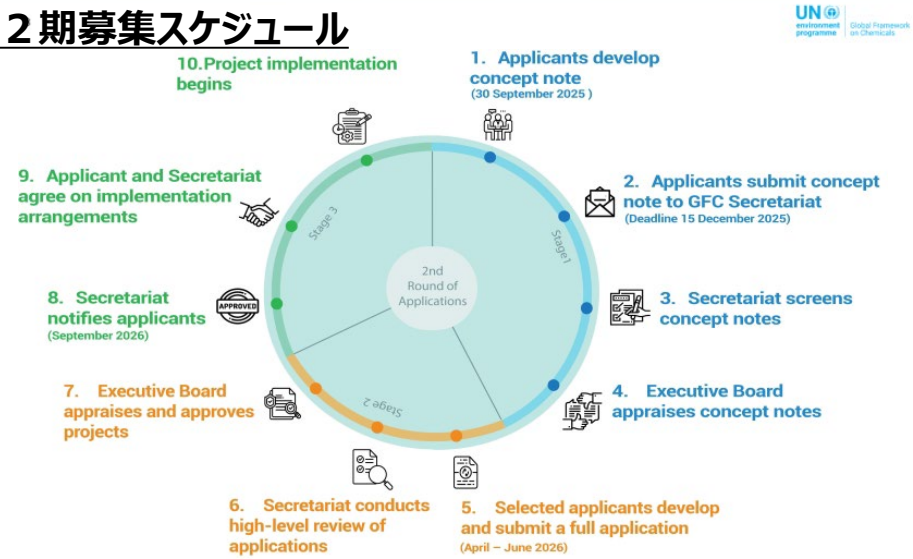
➢ 化学物質管理の法制度・実施体制の強化に当たり、途上国等の能力開発を支援するために、GFC基金が設立されている。

第1期募集において採択されたプロジェクト



- 昨年度第1期募集においては、4件のプロジェクトが採択された。
- 本年度の第2期募集は現在審査中。9~10月に新規プロジェクトが採択される見込み。
- 日本は審査委員会のボードメンバーとして貢献するとともに、PRTR能力開発ワークショップをOECD事務局と共催し、カンボジア、ラオスのPRTR制度構築プロジェクト案件形成支援を行った。

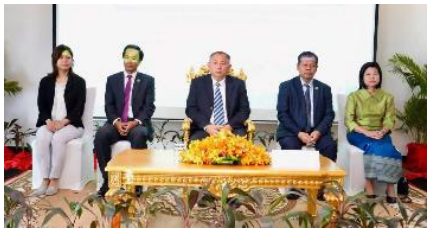
第２期募集スケジュール



PRTR能力開発ワークショップの様子

2025/12/11-12
National Consultation for Cambodia






参考：化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）国内実施計画

環境省

- GFCは、2023年9月に採択された、ライフサイクルを通じた化学物質管理に関する自主的な国際枠組み。
- **2025年4月に策定されたGFC国内実施計画**は、我が国でのGFCの実施推進のために、GFCのビジョン・戦略的目的・ターゲットの達成を目標として、今後の政府の具体的な取組事項を整理したもの（下図ご参照）
  URLリンク：https://www.env.go.jp/content/000311365.pdf
- 2024年４月に「GFC関係省庁連絡会議」を設置し、「化学物質と環境に関する政策対話」での意見やパブリック・コメントによる国民からの意見を踏まえて検討を進め、2025年4月に本国内実施計画を策定・発表した。

